

平成31年度第1回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 平成31年4月11日（木）午後1時開会（1時35分終了）
場 所 小平市役所3階 庁議室
出席者 会長及び委員14名、計15名（欠席者2名）
議 題 1 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問事項）

傍聴者 なし

[主な質疑等]

議題1 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問事項）

委 員 : 平成30年度第1回の運営協議会で示された資料2に、医療保険分所得割課税世帯数は25,350世帯とあり、今回の資料2では、25,800世帯となっている。世帯数が増えているのはなぜか。

事務局 : 世帯数は、予算作成時点に被保険者数の見込み数から設定している。平成30年度予算作成時には、被保険者数の大幅な減少があると見込んだ。平成31年度予算作成時には、被保険者数の減少は想定よりも鈍化しており、その点を反映させて世帯数を見込んだところ、結果的に平成30年度よりも世帯数は多くなった。

委 員 : 資料4の下の表の項目で、1人世帯（介護分1人）の金額は、上の表の「医療分」、「後期支援金分」、「介護分」の3つの限度額を反映していると思うが、かっこ書きで、介護分のみを標記になっているのはなぜか。

事務局 : この下の表は、「医療分」、「後期支援金分」、「介護分」の合算になる。介護保険については、年齢によって国保税に加算する人と加算しない人がいるので、1～4人までの世帯で例示した場合に、介護保険分の対象者が何人いるかをかっこ書きにしている。ただし、税率の改定を行っていないため、介護保険分の対象者が1人以上いれば金額は同じになる。

委 員 : 課税限度額は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分とある中で、医療保険分だけをみればいいのか。

事務局 : 今回の改定は、医療保険のみの改定である。

委 員 : 低所得者層、中所得者層、高額所得者などと使われるが、どういう基準があるのか。

事務局 : 明確な定義はないが、国が限度額改定の試算を出す上で使用している基準で、高所得者は限度額にかかる世帯のことととらえている。

委員 : 高所得者の中で、相続で収入が一時的に増えるなど、高所得が継続しない人もいる。高所得となり保険税額が上がった人は、継続となるのか。

事務局 : 保険税額は前年の所得をもとに計算する。相続等で不動産を売却した場合など、一時的に収入が増加した場合は翌年度の保険税の額が上がるが、所得が下がれば次年度の税額は低くなる。

会長 : 諮問された内容について、原案を適当と認めると答申することに賛成の方の挙手を求める。

(挙手全員)

会長 : 挙手全員。本件は、そのように市長へ答申する。

以上